

# 東村山市

市立公園の公民連携に関するサウンディング型市場調査

実施要領

令和3年4月21日

東村山市 まちづくり部 みどりと公園課

## 市立公園の公民連携に関するサウンディング型市場調査を実施します。

東村山市においては、少子高齢化が進行し、市の人口は、令和2年頃から本格的な減少局面に移行し、高齢化についても多摩地域の中でも比較的進行しており、人口減少・超高齢化社会を迎えるにあたって、これまで以上に子どもたちが健やかに楽しく過ごすことができ、子育てがしやすく、そして高齢者が充実して健康な生活を送れることを大切にしまちづくり、若年層の定住促進と子育て世代が住みやすいまちづくりが求められています。

他方、市内には160を超える市立公園等が設置されておりますが、十分に活用できていない状況となっています。市立公園は、市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的に設置された公共施設であり、地域でのコミュニケーションの場になるなど、まちづくりに活用できるとても有効な公共施設です。

しかし、160を超える市立公園等の管理運営、長期的にみた維持管理費の抑制、公園施設の老朽化や樹木の老木・巨木の増加に伴う植生管理、利用されない公園と公園施設の有効活用、市民からの苦情・要望の増加、多様な市民ニーズ、市民協働への対応など多くの課題の解決が必要とされています。

今後、市立公園の維持管理経費の抑制をはかりながら、安全管理、公園施設等の適切な維持管理と有効活用、市民協働の積極的な推進、利便性の向上、市民ニーズを踏まえた新たなサービスの提供などにより、市民サービスの向上を図るため、「東村山市公園管理のあり方」報告書及び市立公園の設置目的や公園の機能と役割を踏まえ、公民連携、指定管理者制度、公募設置管理制度（P-PFI）を活用していききたいと考えています。

このため、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウをご提案いただくとともに、本公園の市場性や事業内容及び事業者募集に係る条件設定の参考とするため、サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）を実施します。

### 1. サウンディングのスケジュール

サウンディングを以下のスケジュールで実施します。

説明会の参加受付（事前申込み制）	令和3年 4月1日～ 令和3年 4月15日
サウンディングの実施について公表（市HP掲載）	令和3年 4月21日
説明会	令和3年 4月 23日
個別対話の参加受付	令和3年 4月24日～令和3年 4月30日
個別対話における提案書・補足資料の資料提出	令和3年5月10日まで
個別対話の実施日時及び場所の連絡	令和3年5月14日までに連絡
個別対話の実施	令和3年5月17日～令和3年 5月28日 (午前 9 時～午後 5 時)
対話の実施結果概要の公表	令和3年 5月下旬～6月上旬 公表予定

## (1) 説明会の開催

サウンディングの説明会を以下の要領で実施します。

### ◆ 開催日時及び場所

開催日時：4月23日 午後2時15分から5時（30分前から受付開始）

開催場所：東村山駅西口サンパルネ内「コンベンションホール」（ワンズタワー2階）

住所：東村山市野口町1丁目46番地

### ◆ 参加申込等

（対象）東村山市市立公園における指定管理者に参画を検討している法人又は法人のグループを対象とします。

（申込）電話又はEメールで4月15日（木曜）までにみどりと公園課  
midori@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

事前説明会への参加は、個別対話への参加条件ではありません。

## (2) 個別対話の参加受付

個別対話に参加を希望する場合は、以下のとおり申込みをしてください。

受付期間：「1. サウンディングのスケジュール」を参照

申込方法：様式1「個別対話エントリーシート」と様式2「提案書」に必要事項を記載  
のうえ、E-mailにファイルを添付して下記の送付先に送付してください。

なお、件名は、「個別対話参加申込書」とご記入ください。その他、必要に応じて提案書を補足する資料がありましたら、あわせてご提出ください。

参加希望日：実施期間内で、参加希望日を3日分記入してください。

エントリーシート受領後、実施日時及び場所をE-mailにて連絡します。

送付先：東村山市まちづくり部みどりと公園課 担当：安部、篠木、須澤

E-mail：midori@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

※ 提案書は、「4. 対話の内容」を参照してください。

※ 個別対話に出席する人数は、1社または1グループ3名以内としてください。

※ 参加希望日で日程の調整がつかない場合は、別途にご連絡、調整させていただく場合があります。

## (3) 個別対話の実施

個別対話を以下のとおり開催いたします。

### ◆ 日時及び場所

日 時：「1. サウンディングのスケジュール」を参照

場 所：別途連絡

### ◆ 個別対話の実施

・個別対話エントリーシートで申込みのあった民間事業者との間で、1社または1グループで30分を目安に個別対話を実施します。

### ◆ 本調査の対象者

本調査の対象者は、本公園の整備と維持管理・運営等において、事業実施の意向のある民間事業者・NPO法人等で、公園全体又はその一部の実施主体となりうる法人又はそれらのグループ、若しくはそれらのグループを構成したい法人とします。

※ 実施主体とは、本公園の整備と維持管理・運営等の一部もしくは全部が可能な事業者とします。

また、参加者は以下の《参加除外条件》に該当しないものとします。

#### ◆ 参加除外条件

法人等又はその代表者が、申し込み時点で、次に該当する団体は、申し込みできません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

(イ) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

(ウ) 東村山市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は更生手続きをしている団体

(オ) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

(カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体。

## 2. 市場調査の目的及び対象地の概要

#### ◆ サウンディング実施の背景

- 市立公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、豊かな地域づくり・交流の空間・都市環境の改善・良好な都市景観の形成・防災性の向上など、多様な機能を有しています。
- 市立公園の多目的な機能を誘導した活用、維持管理のレベルアップ、多様な市民要望への対応、まちづくりや**エリアマネジメントも考慮した市民協働による地域連携の促進**、持続的かつ継続的な新たなサービスの提供による市民サービスの向上を核とした**快適で住みやすいまちづくり**を進めていくことが求められています。
- 市立公園を現状のまま維持管理するのではなく、地域の現状や利用者のニーズを踏まえた利用者目線での公園管理と長期的視点での維持管理経費の抑制が必要とされています。
- 市立公園の安全管理、公園施設等の適切な維持管理と有効活用、市民協働の積極な推進、利便性の向上、市民ニーズを踏まえた新たなサービスの提供などにより、市立公園を活用し、市民サービスの向上を図るため、「**東村山市公園管理のあり方**」**報告書**及び市立公園の設置目的や公園の機能と役割を踏まえ、公民連携、指定管理者制度、公募設置管理制度（P-PFI）、設置・管理許可を前提に民間活力の活用による事業化を検討しています。このため、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウをご提案いただくとともに、本公園の市場性や事業内容及び事業者募集に係る条件設定の参考とするため、サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）を実施します。

#### ◆ サウンディングの目的

本調査は、公民連携が期待される民間事業者とより多くの対話の機会を設けることで、指定管理者制度、公募設置管理制度（P-PFI）を前提とした官民連携による、より実現性の高い事業内容及び事業実施要件等を検討するために実施します。

#### ◆ 期待される効果

- ① 指定管理者制度、公募設置管理制度（P-PFI）による、市立公園の魅力の向上と市立公園の多目的な機能を誘導した活用、維持管理のレベルアップ、多様な市民要望への対応、まちづくりやエリアマネジメントも考慮した市民協働による地域連携の促進、持続的かつ継続的な新たなサービスの提供による市民サービスの向上を核とした快適で住みやすいまちづくりにつながる公民連携の実現可能性を把握する。
- ② 調査を通じて事業内容を広く PR し、多様な民間事業者の参画機会を提供する。

#### ◆対象地の概要

対象市立公園一覧（別紙）

### 3. 東村山市 公民連携のイメージ（別紙）

## 4. 対話の内容

個別対話では、調査の背景と目的を踏まえ、今後東村山市が予定している事業者公募並びにそれを具現化するための手法などについて、ご意見やご提案をお聞かせください。

本調査は以下の内容で「提案書」に概要を記載いただき、これを基に個別対話を実施させていただきます。その他、必要に応じて提案書を補足する資料がありましたら、あわせてご提出ください。提案書、補足資料は、電子データを事前にメール等で提出ください。

提出期限：「1. サウンディングのスケジュール」を参照

- (1) 市立公園における公民連携事業・指定管理者制度
  - ① 市立公園の管理運営にあたっての事業提案の概要
  - ② 主体的に参画が可能と考えられる事業範囲・分野
  - ③ 連携可能な事業分野（他の事業者との連携を想定することも可）
  - ④ 管理運営における公園施設の補修等及び植生管理に関する提案
  - ⑤ 地域連携・市民協働の推進に関する提案
  
- (2) 公募設置管理制度及び設置管理許可
  - ① 公募設置管理制度による事業の提案の概要
  - ② 事業の着手時期及び事業期間についての意向・考え方
  - ③ 設置管理許可等についての事業提案の概要
  - ④ 設置管理許可での公園駐車場の事業提案の概要  
（北山公園、農とみどりの体験パーク（秋津ちろりん村）、萩山公園）
  
- (3) 公募条件等
  - ① 参画条件に関する意向
  - ② 収益による利用者サービスへの還元
  - ③ 官民の費用負担について
  
- (4) その他
  - ① 市立公園の再整備に係る その他の意見・要望・提案等

## 5. 留意事項 ※必ずご確認の上、ご参加ください

### ◆参加事業者の扱い

- ・市と参加事業者との対話は、当該事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- ・市と参加事業者との対話において、ご意見、ご提案をいただいた内容は、計画や事業者公募等の条件を検討する際の参考といたしますが、必ず条件に反映されるものではないことにご留意ください。
- ・提出資料の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出資料の返却はいたしません。
- ・提案内容によっては、書面提案のみの場合もあります。また、サウンディングの趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者との対話を実施しない（もしくは中断する）場合があります。

#### ◆参加に関する費用

本調査への参加に要する費用（説明会・対話への参加費、書類作成等）は参加事業者の負担とします。

#### ◆個別対話の場におけるアドバイザーの同席

市と参加事業者との個別対話は、市の職員で実施、対応しますが、契約しました公民連携事業支援業務の委託業者であるアドバイザーを個別対話の場に同席させる場合があります。同席を望まない場合は、事前にお知らせください。

#### ◆追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会含む）を行うことがあります。その際にご協力をお願いします。

#### ◆実施結果の公表

- ・対話の実施結果の概要については、概要を東村山市ホームページで公表します。
- ・公表にあたっては、事業者ノウハウ保護のため、事前に協議します。
- ・対話に参加した事業者の名称及び連絡先は、承諾の得られた事業者に限り、公表させていただきます。

## 6. 連絡先等

東村山市まちづくり部みどりと公園課 担当：安部、篠木、須澤

住 所：〒189-8501

東村山市本町1丁目2番地3

電 話：042-393-5111（代表）

E-mail：midori@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

### 参考資料（ホームページに記載）

東村山市役所 HP

「東村山市公園管理のあり方」報告書

<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/tanoshimi/shizen/midori/arikata.html>